

公立大学法人滋賀県立大学学部規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則（以下「学則」という。）第70条の規定に基づき、学則の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第2条 学則第1条第2項に規定する学部ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学部	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
環境科学部	環境科学部は、琵琶湖とその周辺地域を主なフィールドとした実践的な環境教育を重視する。これを通して自然環境の総合的理解と問題解決、環境と調和した社会システムの構築、建築を取り巻く環境と地域の課題解決ならびに循環型社会を支える生物資源の適切な制御と管理のための理論と応用力を身につけた、創造性豊かな人材の養成を目的とする。
工学部	工学部は、工学におけるそれぞれの分野において、人と自然環境に調和した新しい科学技術の創造と豊かな社会の構築を目指すために、幅広い基礎学力と高度な専門知識を兼ね備え、我が国および地域の文化と産業の発展に寄与し得る技術者、国際的な視野を持って世界的に活躍できる技術者ならびに社会の多様な方面で高度かつ専門的な知識を必要とする業務等に従事する人材の養成を目的とする。
人間文化学部	人間文化学部は、地域的視点と国際的視点との双方を往復しながら、わたしたちの生活をどのように見直し、どのように持続していくかを考えるための教育を行う。文化の多様性をとらえ、そこに参加していく方法を身につけることによって、それぞれの文化の衣食住環境や人間関係に沿った新たな関係を創造していくことのできる人材の養成を目的とする。
人間看護学部	人間看護学部は、人間の生命に対する畏敬の念をもち、その尊厳と権利を尊重する豊かな人間性を備えた看護職としての資質を培い、生活様式の多様化、医療の高度化等に伴って求められる看護の専門職としての知識・技術を習得し、看護における理論と実践を行うことができる看護職者ならびに地域の特性を理解した上で生活実態に即した看護を創造することができる人材の養成を目的とする。

(人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的の公表)

第3条 前条の学部ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、公立大学法人滋賀県立大学ホームページ等により公表するものとする。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。